

尼子氏的美作・備前侵攻と周匝

― 賀茂別雷神社文書に見える周匝城 ―

（二〇二三年七月二十九日、赤磐市歴史まなび講座 中近世の周匝）

辰
田
芳
雄

尼子氏の美作・備前侵攻と周匝―賀茂別雷神社文書に見える周匝城―

(二〇二三年七月二十九日、赤磐市歴史まなび講座 中近世の周匝)

辰田芳雄

目次

はじめに

- 一、従来の周匝城の研究
- 二、賀茂別雷神社領倭文荘関係文書のなかの周匝城
- 三、尼子氏の荘園政策
- 四、天文九年(一五四〇)の周匝城の城代蘆田秀家
- 五、天文九年(一五四〇)以後の周匝付近での戦乱

おわりに

【付録一】 「山鳥城落城記」

【付録二】 備前国仁堀の国人羽床氏の動向

尼子氏の美作・備前侵攻と周匝―賀茂別雷神社文書に見える周匝城―

(二〇二三年七月二十九日、赤磐市歴史まなび講座 中近世の周匝)

辰田芳雄

はじめに

周匝は、岡山県赤磐市の旧吉井町に所在する古代からよく知られた地名である。『和名類從抄』高山寺本に「須佐比」の訓があるの
で、読みは「すさひ」である。「すさひ」の地名の由来には、色々
の説がある。例えば、『日本国語大辞典』の「すさひ」は、「物のい
きおいに乗ずることか」とある。また、『日本歴史地名大系』（平
凡社）の赤坂郡周匝郷の説明のなかで、「近世の国学者平賀元義ら
の当郷の東を限る吉井川の水流による」とあって、「吉井川の流れ」
説を紹介している。「すさひ」に漢字の「周匝」が当てられたこと
については、『統日本紀』和銅六年（七二三）五月二日条に「畿内
七道諸国郷の名は好き字を著（つ）けよ」（地名を好字で表記する
勅命）とあって、神獣の意味を持つ「周匝」が当てられた（『延喜
式』治部省の大瑞条に「周匝」は「神獣也、知星宿之變化也」とあ
る）とされている。つまり、漢字の「周匝」の意味は神獣であるが、
「すさひ」そのものの由来は確定できていない。

古代の周匝については、平城宮跡から天平十七年（七四五）十月

二十日に記された木簡「備前国赤坂郡周匝郷調鉄十口」が出土した
ことで有名である。二〇二二年の高校日本史Bの大学入試模擬試験
にも出題の資料となった。木簡の字が鮮明に残っていて、律令制度
における税制について、出題できる格好な資料と言える。該当の
リード文（会話文）のみを紹介すると以下のようであった。

私たちは、『一遍上人絵伝』の福岡市にも登場する岡山県の吉井
川に注目しました。吉井川の中流域に「周匝（すさい）」という地
名がありますが、都で写真2のような木簡が出土しています。「鉄
十口」は吉井川を經由して都に運ばれたのでしょうか。（写真2は
木簡の写真で、下線部について律令制の税制などについて設問が
あった）

古代では周匝は鉄の生産と加工が行われていた地であったことが
わかる。奈良文化財研究所に実物はあるが、岡山県立博物館にもレ
プリカがあり、時々展示されている。

一、従来の周匝城の研究

中世における周匝あるいは周匝城の史料上の初見は天文二十年（一五五二）であった。この年は大内義隆が家臣の陶晴賢に攻められて自刃した年として有名であり、勘合貿易の終焉と年としても知られている。以下の史料①と②に周匝と周匝城の記載が見られる。

史料①『証如上人日記』天文二十年（一五五二）十一月六日条は以下の通りである。

一、自_二尼子方_一所々返状共到来、芳春軒持来。（以下略）

一、尼子左衛門大夫（式部少輔弟）へ太刀。（尼子甚四郎（式部少輔二男）・亀井孫五郎・森脇七郎衛門にも太刀、以下略）

※芳春軒：本願寺の使僧。式部少輔：誠久。尼子左衛門大夫：豊久。尼子甚四郎：勝久。

一、從_二蓬雲軒_一書状来。伊香新左衛門、備前すさいへ持来。

如_レ前、河本_二取次事、可_二申付_一之由候へ共、既尼民遂_二見参_一候。不_レ及_二是非_一之由、申たる通也。（以下略）

※蓬雲軒：備後国渋川義隆（武衛）、尼子氏被官。伊香新左衛門：蓬雲軒の取次。河本：河本左京進久信、尼子晴久の取次。尼民：尼子民部少輔晴久。

※尼子晴久からの返信を本願寺の使僧芳春軒が持ち帰った。尼子氏の被官渋川義隆の書状は周匝を経由して届いた。天文二十年には周匝が尼子氏の拠点である。

この記事によれば、出雲の戦国大名尼子晴久からの返信を本願寺

の使僧芳春軒が持ち帰ったことや、尼子晴久被官の渋川義隆の書状が周匝を経由して石山本願寺に届けられた。渋川義隆（蓬雲軒）の取次である伊香新左衛門が備前周匝に来て尼子晴久の取次である河本久信と書状の扱いを検討しているところから、この時周匝はすでに尼子氏の麾下にあったことがわかる。

史料②『坪井文書』（天文二十年）十二月九日は以下の通りである。

すさい城お切取者、別而可_レ為_二忠儀_一候、然者、来年之弁以_二彼方内_一三十貫文可_レ遣之物也、恐々謹言、

十二月九日 宗景（花押）

坪井弥三殿

畑和良氏は、この書状は浦上宗景の花押の形状と前後の彼の動向から天文二十年のものとした。浦上宗景が家臣の坪井弥三に周匝城の攻略を命ずる文書で、彼方（尼子氏側）の取り分から三十貫文を褒美に与えるという内容である。

史料①と②により、天文二十年ころには周匝あるいは周匝城は尼子氏の支配下にあったことがわかり、これが周匝城の初見であった。

さらに、畑和良氏は、『備前記』仁堀西村条の記事「村中_二古城アリ、羽床大和守貞久居城_一ト云、雲州尼子ヨリ此城ヲ攻略、直_二周匝ノ城へ攻_一行ト語伝」を天文二十年以前に尼子氏が周匝城を攻略した時のことを記したものである。

そして、天文二十年以後、浦上宗景が尼子氏の支配下にあった周匝城に攻勢をかけて支配したとした。すなわち、天文二十三年（一五五三）に周匝城のすぐ南の天神山城が浦上宗景により築城され、

天文二十四年には尼子晴久と浦上政宗が結んで天神山城を攻めるも、毛利元就と結んだ浦上宗景がこれを守った。そこで、天文二十四年ころに周匝城も浦上宗景の勢力下となったのだらうという推測がされた。

二、賀茂別雷神社領倭文荘関係文書のなかの周匝城

賀茂別雷神社文書の中に美作国賀茂別雷神社領倭文荘関係文書があり、そのなかに周匝城に関わる文書が新たに発見された。天文六年（一五三七）から天文九年までの倭文荘の支配と在地状況について、以下のようなことがわかった。

- ① 尼子氏が倭文荘を支配下に置くようになり、それまで途絶えていた賀茂社への年貢上納を実現した。天文六年に一八貫文、天文八年に三〇貫文、天文九年に二五貫文、それぞれ京進された。
- ② 尼子氏は荘内の地侍層を徹底して掌握した。例えば、尼子氏の段銭賦課に抵抗する勢力を弾圧した。また、荘官となった中四郎次郎数越を赤松晴信攻めのための播磨陣へ動員した。
- ③ 尼子氏は国人蘆田秀家を麾下に置き、天文九年までに備前・美作の国境の周匝城の城代とした。
- ④ がわかる史料は「賀茂別雷神社文書」I―四―二二九とF二五八である。

史料③ 「賀茂別雷神社文書」 美作国倭文荘関係文書

I―四―二二九

天文九年七月二十二日、倭文荘公用算用状

注進^{天文九}七月廿二日倭文庄御公用算用状之事

合廿五貫文

渡方

三百五十文

御日供料渡候、

百文

印手御初尾、

壹貫文

勘定残渡候、

百文

昏代、

参貫文

鬮取方渡候、

老貫文 あか大夫・治部少輔

定器代渡候、

百文

下門出、

廿四文

二月ヨリ七月至六ヶ月平、

参貫文

給分、

百四十四文

下路銭六ヶ月利平、

三百文 返礼社務まいる

すさい城にて

三百文 返礼社務まいる 蘆田次郎兵衛尉礼、

播州 廣宗参詣之時

百文

中四郎次郎彼宅留守事、

三百卅文

雲州下之時、三日逗留、

三百文

和泉さかい下之時、逗留

到来廿五貫文之内

以上九貫四百五十壹文 引レ之而、

定残る拾五貫五百四十六文 以上森家鎮方の借錢、且返弁、

右、大略算用状、如件、

伊賀守

天文九七月廿二日

保友(花押)

※伊賀守保友は賀茂社の氏人で、倭文莊に年貢徴収のため下向、

天文九年(一五四〇)七月二十二日以前に上洛し、七月二十二日に年貢算用状を作成。周匝城で蘆田次郎兵衛秀家に礼錢三百文を渡す

史料④ 「賀茂別雷神社文書」中房越書状

F二五八 中房越書状(後欠) 天文九年(一五四〇)七月ころ

(端裏書)

「 (切封)

中新衛門尉

岡本伊賀守殿 まいる 人々御中

房越

」

返々重而之御下向奉レ待候、蘆次(蘆田次郎兵衛)かたへ御心遣候

はん哉、何れも御思安候て可レ然候、

明日御上落千万目出度令レ存候、仍而蘆田次郎兵衛(周匝)すさい(尼子)ニ候

之間、路次にて候、御音信候て可レ然存候、就中雲州申候反

錢之計、城にて御談合可レ有候、被レ申様躰(三)より、(御社家)に

て御談合(可有候力)

※この書状は後欠ながら、裏に宛所と差出所を記したために、史料③と関係づけることができた。

○読み下し文

(本文)

明日の御上洛、千万目出度く存せしめ候、仍て蘆田次郎兵衛、周匝に候の間、路次にて候、御音信候て、然るべく存じ候、就中(なかんずく)雲州申し候反錢の計(けい)、城にて御談合有るべく候、申され候様体(ようてい)により、御社家にて御談合有べく候

(尚々書)

返すがえす、重ねての御下向待ち奉り候、蘆次かたへ御心遣い候はんや、何(いず)れも御思案(ごしあん)候て然るべく候、

◎現代語訳

(本文)

明日の御上洛、まことにおめでとうございます。ところで、(尼子詮久の麾下に入っている)蘆田次郎兵衛が周匝(現在赤磐市吉井町)に居ますので、ちょうど上洛される途次(みちすがら)です。

お手紙をお書きになるのがよからうと存じます。特に尼子氏が要求している段銭賦課の企てについて、周匝城で御相談をしてください。蘆田が申す事情をくみ取って上賀茂神社の惣中で御相談をされるのがよろしからうと思えます。・・・

(尚々書)

追伸申しますが、また再びの倭文莊への御下向をお待ち申し上げます。蘆田次郎兵衛方への御心遣い(礼錢、一献料)を用意されまし

たでしょうか。いずれにせよ御思案をなさってください。

※この書状の宛所の岡本伊賀守は、史料③天文九年七月二十二日、倭文荘公用算用状の作成者伊賀守保友である。算用状に「すさい城にて蘆田次郎兵衛尉礼」とあるので、中房越の提案の通り、上洛の途次に周匝城を尋ねたと思われる。算用状は京都の上賀茂神社で書かれたので、史料④F二五八中房越書状は、算用状作成の半月位前で、天文九年七月二十二日以前であろう。

史料③天文九年倭文荘御公用算用状では、以下のことがわかる。賀茂社の氏人伊賀守保友が倭文荘の年貢徴収のため下向し、天文九年（一五四〇）七月二十二日以前に上洛し、七月二十二日に天文九年（一五四〇）分の倭文荘の年貢二五貫文の算用状を作成した。そして、その必要費目の一つに伊賀守保友が「社務の返礼」として周匝城で蘆田次郎兵衛秀家に礼銭三百文を渡した記事がある。この文書は天文九年七月二十二日と年代の入った周匝城の存在がわかる最初の文書である。

史料④（天文九年七月頃）中房越書状は、宛所が岡本伊賀守（算用状作成者の保友）で、倭文荘代官中氏から賀茂社へ上洛する岡本保友への手紙である。尼子氏からの段銭を免れるために、周匝城の城代蘆田秀家と交渉するように、アドバイスをしたものである。

史料③・④により、天文九年の周匝城は尼子詮久の支配下にあり、蘆田秀家が平時に城代として常駐しており、賀茂社の氏人である岡本保友が周匝城内で蘆田秀家と倭文荘への税について交渉している。これは、中世の山城が戦時ではなく、平時に政治交渉の場として利

用されていた貴重な史料でもある。

なお、『備前記』仁堀西村条の記事「村中ニ古城アリ、羽床大和守貞久居城ト云、雲州尼子ヨリ此城ヲ攻略、直ニ周匝ノ城ヘ攻ニ行ト語伝」は、事実であれば天文九年以前の尼子氏の周匝城攻略を示している可能性が高い。

三、尼子氏の莊園政策

美作国賀茂別雷神社領倭文荘では、尼子氏の支配のもとで、天文六年（一五三七）一八貫文、天文八年三〇貫文、天文九年二五貫文の年貢上納が実現した。これは、尼子詮久の莊園政策によるものと考えてよい。以下に史料⑤「賀茂別雷神社文書」F二〇九（天文七年）十月十日尼子詮久書状を示す。

就_三所々御神領之儀、蒙_レ仰候、於_三我等_二不_レ可_レ存_二無沙汰_一候、相尋可_二申付_一候、倭文庄之事、是又如_二近年_一不_レ可_レ有_二疎意_一候、仍御太刀送給候、祝着之至候、委細湯原可_レ申候、
恐々謹言、
十月十日 詮久（花押）

社務竹内刑部卿殿

御返報

○読み下し文

所々の御神領の儀に就き、仰せ蒙り候、我等に於いて無沙汰を存ずべからず候、倭文庄の事、是又近年の如く疎意有るべからず候、仍

て御太刀送り給い候、祝着の至りに候、委細湯原申すべく候、恐々謹言、

◎現代語訳

あちこちにある上賀茂社領について保護するようにご命令をいただきました。我等は年貢の納入を怠ることをけっしてしません。倭文荘の年貢についても近年納入してきましたように疎かにすることはありません。ところで、御太刀を送って頂きました。誠に有り難いことです。詳しくは使者の湯原幸清が申し上げます。恐れながら謹んで申しあげます。

(天文七年) 十月十日 尼子詮久

上賀茂神社主竹内明久殿

※天文七年(一五四〇)であろう。尼子詮久の播磨侵攻は天文六年から。詮久の名乗りは天文十年まで(以降は晴久)。刑部卿竹内明久が社務となったのは、天文六年六月一日(『賀茂神主補任記』)。天文七年十二月十二日の社務は「松下殿」(F二一五中四郎次郎書状)。天文七年十二月九日付と思われる蘆田秀家書状(F二四一)に「先々雲州より之御上使御異見ニより御上洛候」の記事があって、「雲州」は尼子詮久、御上使は湯原幸清と考え合わせることが可能で、この記事はF二〇九の書状を携えた湯原幸清の上洛と考えられる。

※湯原は、湯原幸清(よしきよ)。尼子内者・足輕大将(『証如上人日記』天文六年十二月十四日条)

尼子詮久は播磨侵攻途上に存在する莊園に対して、保護政策を

施し、本所への年貢上納を推進している。このことは以下に示す史料⑥「馬場家文書」(天文六年)十二月十三日立原幸綱書状でも知ることができる。

(封紙ウワ書)

「(切封) 立原次郎衛門

藤木弥九郎殿 御宿所 幸綱」

備前国尾張山田庄京着之儀、被_二仰下_一候、別申聞拾壹貫文之分、致_二進上_一候、從_二来年_一、如_二前々_一可_二申付_一候、此等之趣、可_レ預_二御披露_一候、恐惶謹言、

十二月十三日 幸綱(花押)

藤木弥九郎殿

御宿所

※東山区H一七「馬場義一家文書」のうちX一・備前国山田庄文書(口)(京都市立歴史資料館所蔵写真版)。「賀茂別雷神社文書」II-F-7-1-5の「某幸綱書状写」は本文のみの写し。立原幸綱は尼子詮久被官。「鶴荘引付」天文七年(一五三八)条によれば、尼子詮久は天文七年(一五三八)九月二十七日に城山城を拠点に播磨を支配しており、斑鳩寺は城山城まで出向いて、尼子詮久の家臣にも札銭を出していて、「立原方二百文」とあり立原幸綱もその一人である。播磨進攻が美作・備前を経由したものであれば、この書状は天文六年である。

○読み下し文

備前国尾張山田庄京着の儀、仰せ下され候、別して十一貫文の分を

申し聞かせ、進上致し候、来年より前々の如く申し付くべく候、此らの趣、御披露に預るべく候、恐惶謹言、

◎現代語訳

備前国尾張山田庄の年貢を京着するよにとの（尼子詮久さまからの）ご命令が下されました。特別に十一貫文分の年貢を出すように（荘民らに）申し聞かせ、進上致します。来年よりは以前に取決めていた年貢額を出すように申し付けています。これらのことを社務さまにご披露をしてください。恐れながら謹んで申しあげます。

十二月十三日 立原幸綱（花押）

藤木弥九郎殿御宿所

尼子詮久被官立原幸綱は天文六年に賀茂社領備前国山田莊から賀茂社へ尼子詮久の命令で年貢十一貫文を送進しており、翌年の通常額の年貢送進も約束している。これも尼子氏播磨侵攻に伴う莊園保護政策の一例である。もう一例、管見に入ったものがある。

史料⑦『鹿苑院日録』天文七年（一五四〇）四月十日条の尼子方への書状案である。

態令^レ啓候、抑被^レ運^二治世之籌^一之段、大慶至候、就^レ其、当院領処々、就中作州英多・檜原之事、頼存候、仍百疋進入候、表^二祝儀^一候、委細海蔵寺可^レ有^二演説^一候、恐々謹言、

卯月五日 法霖 判

尼子民部少輔殿

幕下

海蔵寺惟玄要首座、状案

態差^二下彦蔵主^一、自当寺并当院、尼子民部少輔殿^江以^二書状^一

令^レ申候、諸莊園之儀嚴重之様御伝肝要候、然者寺家可^レ為^二御再興^一候、英多・檜原并富美庄之儀、庄主委細可^二申入^一候、仍木録進呈、祝儀計候、万々御上洛存候、恐々謹言、

卯月五日

海蔵寺 侍司

○読み下し文

態（わざ）と啓せしめ候、抑（そもそ）も治世の籌（ちゅう、はかりごと）を運ばさるるの段、大慶の至りに候、其れに就き、当院領の処々、就中（なかんづく）作州の英多・檜原の事、頼み存じ候、仍て百疋進め入れ候、委細海蔵寺演説有るべく候、恐々謹言、

卯月五日 法霖 判

尼子民部少輔殿

海蔵寺惟玄要首座、状案

態（わざ）と彦蔵主（ぞうす）に差下す、当寺並びに当院より尼子民部少輔殿へ書状以て申せしめ候、諸莊園の儀、嚴重の様御伝え肝要に候、然れば寺家御再興たるべく候、英多・檜原並びに富美庄の儀、庄主（しょうず）委細申し入るべく候、仍て目録進呈す、祝儀計（ばかり）に候、万々に御上洛存じ候、恐々謹言、

卯月五日

海蔵寺 侍司

◎現代語訳

ことさらに御手紙を差し上げます。ところで、世の中が治まるように政策を実行されていることは、大変に喜ばしいことです。それに

関連して、相国寺鹿苑院の荘園の諸所領、特に美作国英田保・楯原荘の年貢納入について、頼み申し上げます。そこで、銭千文を差し上げます。詳細については使者の海蔵寺惟玄要首座が申し上げます。

四月五日 法霖 判

尼子民部少輔殿

幕下

海蔵寺惟玄要首座への書状の案文

ことさらに彦蔵主に手紙を差下す。相国寺と鹿苑院より尼子詮久殿へ書状によりお願いした。諸荘園からの年貢を嚴重に上納していただけに伝達することが肝要である。そうすれば、寺家の御再興も実現する。美作国英多保・楯原荘並びに富美荘の年貢について、庄主（荘官）が年貢額などの詳細を申し上げるであろう。そこで、目録を進呈する。これはほんのこころづけである。必ず御上洛されると思っています。恐れながら謹んで申しあげます。

四月五日

海蔵寺侍司

このように、相国寺鹿苑院領の美作国英多保・楯原荘・富美荘の年貢を確保するため、天文七年に鹿苑院から播磨攻めの最中の尼子詮久へ書状が送られた。その成果は、『鹿苑院日録』天文八年（一五三九）十二月三十日条「英多・楯原年貢五十貫上云々」、天文九年（一五四〇）五月八日条「自英多・楯原年貢先二貫文来云々」のように記録されており、在地から鹿苑院への相当量の年貢が上納された。ここでも、尼子詮久の荘園保護政策が確かめることができる。なお、英田保・楯原荘は周匝城から吉野川を北上したそう遠くない

地域で、この時期には連携できていたのであろう。

四・天文九年（一五四〇）の周匝城の城代蘆田秀家

天文九年には周匝城は尼子氏の麾下にあり、尼子氏被官・国人蘆田秀家が周匝城に在城していた。「賀茂別雷神社文書」には蘆田秀家の書状があり、尼子氏のもとでの役割などを知ることができる。F二四一（天文七年）十二月九日蘆田秀家書状（宛所西池殿）とF二二二（天文九年カ）（宛所中新左衛門尉）の二通である。前者の主な内容は、①倭文荘の「諸庄官」が訴えを起こして混乱を招いたので、「尼子殿」の下知により「打果」した。②年貢銭は先ず二〇貫文、来春にはさらに一〇貫文、進納するように申し付けた。③段銭賦課について百姓等が少々逐電した。④賀茂社から藤木殿が下向したが、毎年別人の上使が下向するのは、不都合である。などである。これにより、蘆田は、倭文荘の年貢銭の上納を指示することや段銭賦課を差配できる実力者であることがわかる。後者は倭文荘の荘官中氏へ宛てた書状で、賀茂社の上使へ返事を欠いたことの言い訳である。また、F二〇五（天文九年）六月二十五日道祖丸書状（宛所御社務松下殿）によれば、蘆田秀家は道祖丸（尼子氏）の使者として賀茂社の神主松下賀久のもとに上洛した可能性がある。

なお、この時以後、蘆田秀家は岩屋城に在城する。その岩屋城の麓の大井荘の土地の安堵状が「美作中尾家文書」〔久世町史〕資料

編)に三通(永祿三年二月二十六日付など)残っている。この時の花押は、「賀茂別雷神社文書」の書状の花押に比べると、細部が整って立派になっている。

五、天文九年(一五四〇)以後の周匝付近での戦乱

(1)天文十一年(一五四二)、天地神社棟札の記事と浜河原合戦(「額田家文書」)

赤磐市東軽部にある天地神社に以下のような棟札の記事がある。

天文^{ヨリ}元和貳迄、雜棟札有之、依^ニ文字古^ク墨落^リ、今新板改書直者也、當社八幡宮破滅ノ事、天文十一年^{壬寅}三月八日^{未朔也}、其

由来事蹟、出雲国住人尼子民部丞、隣国無^レ故押妨、則^ニ迄^ニ此国^一令^ニ乱入^一畢、先松田孫次郎甲參、赤松殿^一成^ニ給敵^一、依^ニ其故^一當社仏神^{トモ}令^ニ破却^一、其時僧俗万民或資材被^ニ取奪^一、或一命被^レ害者有、山藪為^レ柄、田島牙、廣野成去^{トモ}、赤松殿軍兵捨^ニ一命^一粉骨依^レ被^レ抽、尼子軍兵我国^江引退畢、漸国依^ニ静謐^一當庄之僧俗為^ニ神崇明^一故、此社檀再興、其時天文拾五年八月朔日、材木取初明八月廿八日御遷宮也、其時額田惣領與十郎・同木所代孫右衛門尉、立願為^ニ成就^一也、号^ニ本願主^一、同公文善次郎方・同田所与右衛門尉、惣神主^{トモ}是也、凶師修理亮、本願了海聖、但円満寺之住僧也、別當南泉坊神主代福井五郎左衛門尉、大工高山頭梁甚兵衛尉御調人数之事、五拾人與十郎

方・五拾人与三兵衛方・五拾人修理亮方・五拾人孫右衛門方・式拾人右兵衛尉・式拾五人源介方・式拾五人宗三郎方・拾五人又七郎方・其外官方庄内之万民男女^{トモ}一錢半錢宮助成事、雨之如^ニ地落^一、願以^ニ此丹誠^一天下安穩五穀豐饒、諸人快樂、惡魔異國令^ニ退散^一云

千時
天文拾六年丁九月二日

西方寺 沙弥

執筆 永捲

存生四十

天文十一年三月八日に、尼子晴久が備前に乱入して、松田孫次郎(金川城の城主松田元盛)が降参し、赤松晴政の敵になり、神社を破却したとある。

また、『赤坂町史』に「額田家文書」(原本は確認できない)が紹介されていて、以下の浦上政宗の感状がある。

今度於^ニ浜河原^一追^ニ扨^ニ尼子勢^一遂^ニ赤松家之軍功^一条、粉骨忠節、無比類^ニ神妙之至^一、恩賞可^ニ相計^一者也、仍而、状如^レ件、

天文十一 三月日 掃部(浦上政宗)

額田与十郎殿

赤松晴政の麾下にあった浦上掃部助政宗が、浜河原の戦いで尼子晴久の軍勢を追い払った功績により、額田与十郎・孫右衛門に恩賞を与えるという内容である。浜河原は現在の赤磐市惣分の砂川の流域で、東軽部の天地神社ともほど近い。天文十一年三月の時期も一致しているので、同じ合戦の内容と思われる。

さらに、浦上政宗が江見右衛門大夫秀房・同与三郎秀興に対し英田構での勲功を賞す感状がある。畑和良は花押と他の文書との兼ね合いから天文十一年（一五四二）としている文書である（『岡山県史』巻二〇「江見文書」一五）。

去八日、至_三英多構_一、敵相動候処、依_三粉骨_一、得_三勝利_一、殊被_レ疵之段、忠節無_三比類_一、必恩賞可_レ申_三沙汰_一候也、恐々謹言、

十二月十二日 政宗

江見右衛門大夫とのへ

江見与三郎とのへ

『新訂・増補美作略史（三好基之）』三四六頁で、天文十一（一五四二）二月二十三日、浦上政宗、江見右衛門大夫に対し川辺構での勲功を賞すとする記事があるのは、『美作古簡集注解卷之一』八頁の「浦上政宗感状」である。

河述構無_三人数_一趣功々注進之条、彼城被_三在城_一此時忠儀肝要_二候、不_レ可_レ有_三油断_一候、尚津田石見守可_レ申候、恐々謹言、

二月二十三日 政宗

江見右衛門大夫殿

※河述構は、河辺構の誤りか。

これらの史料は、天文十一年に尼子晴久の軍勢が美作国の英田や河辺に進攻し、さらに備前の周匝周辺での戦闘もあったことを示しているが、周匝城が天文九年の時と同様に尼子氏の支配下にあったのかどうか不明である。

(2) 天文十三年（一五四四）の「山鳥城落城記」

「山鳥城落城記」は赤磐市山陽郷土資料館学芸員田中愛弓氏が再発見された『是里の伝承』に集録されていたものである。もとは享保年間に記された「平尾善九郎秘記」という書物に記された軍記物であるが、極めて詳細に記されている。山鳥城は赤磐市是里にあり、周匝城よりわずかに南に位置する。注目される内容は以下の通りである。

天文十三年十一月、尼子国久の軍勢が、城主平賀弾正忠の山鳥城を攻撃して、落城した。仁堀の高仙寺城主羽床伊賀守貞久は、尼子氏の配下であり、先谷城・長坂城はすでに羽床の手中にあった。

ちょうどこの天文十三年に、美作国に尼子国久が出張して、諸城を攻略するとする『陰徳太平記』などの軍記物もあり、記載内容の検討が必要であろう。仮にこの天文十三年の山鳥城落城が事実であるなら、周匝城も尼子氏の支配下にあったであろう。

※「山鳥城落城記」は令和五年度赤磐市吉井郷土資料館企画展示『語り継がれる赤磐の伝説』（令和五年九月十二日～十一月三十日）で紹介された。【付録一】として末尾に全文掲載する。なお、この時代の山鳥城に関する伝説に「小モノ矢田」と「諏訪神社の由来」があり、後者では尼子氏の進攻は天文二十一年とする。

※「山鳥城落城記」に仁堀の城主羽床氏が登場する。最近まで仁堀西には羽床氏の方が住まっていた。羽床氏に関する史料を【付録二】として末尾に掲載する。

(3) 天文二十一年（一五五二）の「仁堀錯乱」

「賀茂別雷神社文書」F一七七、天文二十一年（一五五二）十一月十日、松下茂久書状案に以下のような記事がある。

一、仁堀の庄之儀ハさくらん（錯乱）により代官羽床庄内をあげ、他所に候と承及候間、彼庄へ御□分者、不_レ及_二是非_一候、くハしくハ与七そんし候、

賀茂社領仁堀庄の代官は羽床氏で、「錯乱」となったので仁堀とは別の場所にいることがわかる。この「錯乱」は「一、従来の周匝城の研究」で紹介した史料①・②に関係するものであろう。大永六年（一五二六）の時、羽床大和守貞久は浦上兼泰の被官であったことがわかる（『革島家文書』）が、この時の宮内城主・仁堀荘代官の羽床氏は、天文九年（一五四〇）以前の尼子氏の備前侵攻のもとで臣従し、浦上宗景との合戦に参加していた可能性も否定できない。また、『黄薇古簡集』所収の神田村（旧山陽町）重左衛門所蔵文書（『花房家文書』）に以下の文書がある。

仁堀庄之内平尾源五郎分事、令_二扶持_一詔、然上者、弥可_レ抽_二奉公忠_一者也、仍状如_レ件、

天文廿一
二月八日 宗景（花押）

花房次郎四郎殿

これによれば、天文二十一年（一五五二）に仁堀荘の支配権を浦上宗景が獲得していたと考えられるので、周匝周辺は尼子氏から浦上宗景の勢力下に変わった可能性がある。

(4) 天文二十三年（一五五四）二月以後の浦上宗景・毛利元就と浦上政景・尼子氏と対立

天文二十三年（一五五四）に浦上宗景は天神山城を築城し拠点とした。天文二十四年には尼子晴久と浦上政宗が結んで天神山城を攻めるも、毛利元就と結んだ浦上宗景がこれを守った。そこで、天文二十四年ころに周匝城も浦上宗景の勢力下となったのだらうという推測がされた。

『備前記』由津里村条に可_レ真木池かまぎの戦いの記事がある。また、以下のような浦上宗景感状（『花房家文書』）がある。

今度雲州衆、政宗相談、至_二当城押寄難儀之刻_一、昼夜尽_二粉骨_一条、忽敵退散祝着候、必恩賞可_二相計_一候、恐々謹言、

七月十七日

宗景（花押）

花房与左衛門殿

小屋谷城 同村

これは浦上宗景の家臣花房与左衛門が尼子氏に勝利したとするので、天文二十三年以後の戦いであらう。

おわりに

周匝城は美作国と備前国の国境にあり、吉井川と吉野川の合流地点も見下ろせる絶好の戦略的拠点である。そのため、戦国時代には攻防戦が頻発したのであろう。しかし、周匝城の史料上の初見は、戦時の山城ではなく、平時の政治的交渉の場として登場する。すなわ

ち、天文九年（一五四〇）、尼子詮久が賀茂社領美作国倭文荘へ段銭を賦課する際に、莊園領主の上使岡本保友と尼子氏被官の蘆田秀家と間で段銭賦課についての交渉の場となったことが、史料上の初見である。

今のところ、周匝城の築城時期や主体などは不明である。以下に周匝城に関する年表を掲げてこの講座のまとめとしたい。

- ・天文九年（一五四〇）以前に周匝城築城
- ・天文九年、周匝城の城代は尼子氏麾下の蘆田秀家
- ・天文十年、尼子詮久、晴久と改名

その後、不明であるが尼子氏が周匝城支配を継続したか？

・天文二十年（一五五一）以後、浦上宗景勢と尼子晴久勢の攻防戦の展開

・天文二十一年（一五五二）、尼子氏、美作・備前など七国の守護に任ず

・天文二十三年（一五五四）、浦上宗景、天神山城を築城し本拠とする

この前後に周匝城を浦上宗景が攻略か？

- ・永祿九年（一五六六）、尼子義久、月山富田城を開城
- ・天正三年（一五七五）、宇喜多直家により天神山城落城
- ・天正七年（一五七九）、宇喜多直家により周匝城落城

○主な参考文献

- ・畑 和良「浦上宗景権力の形成過程」（『岡山地方史研究』一〇〇号、二〇〇三年）
- ・畑 和良「浦上氏の歴史」・「浦上氏編年資料」（浦上家史編纂委員会『浦上玉堂関係叢書』二〇二〇年、学藝書院）
- ・辰田 芳雄「〈史料紹介〉賀茂別雷神社社司家・馬場義一家文書のうち岡山県関連中世文書の紹介―備前国山田庄関係文書・尼子氏の備前侵攻―」（『岡山朝日研究紀要』四二号、二〇二一年）
- ・辰田 芳雄「賀茂別雷神社社領美作国倭文荘と尼子氏―天文七年から九年の支配と在地―」（東京大学史料編纂所研究成果報告書二〇二一―七『続 賀茂別雷神社の所領と氏人』二〇二二年。『岡山朝日研究紀要』四四号、二〇二三年に転載）

【付録一】「山鳥城落城記」 「平尾善九郎秘記」 丹下丈夫集録

井上賀弥太補修

風雲急を告ぐる天文十三年、秋中バ作州制覇を終へし雲州勢は備前天神山の浦上と雌雄を決すべく、備前攻めの軍を進める様子にて山鳥の城はその渦中に置かれて、廻りはすでに尼子の先手に囲まれ先谷城、長坂の城は、尼子の配下となり仁堀高仙寺城主羽床伊賀守貞久の手中にあり、山鳥城内は緊迫の日々を過し籠城戦の備へは晝夜を分たす續けられ、秋の穫入もやうやく終へた村人もお城の一大事とあれば休む暇もなく加勢にぞ馳せつたり、

いよいよ籠城の備へも出来上りなバ、城主平賀弾正忠の采配に兼ねての手配によりて各々、その備へにぞつきにけり、

南のとりでの高原小四郎以下百三十人、山鳥の大木戸小林平六指揮の六十人、才の坂ハ本庄四郎右衛門の五十有餘人、大原のとりでに菱川衛門三郎、大原左衛門信定の七十餘人、隅佐古の段の枝松五郎指揮の三十人、納司の木戸詰平賀助五郎、竹内将監以下百五十人目亡谷の間道口は是光兼勝以下四十人、西の丸と鷹の鼻詰、本城勇之進の率る兵百五十人、本丸は城主を中心に二百人、その中には切込隊枝光捨藏、第十内、杵本四郎兵衛、宇野重介、安光又平衛通信の各々十人の荒武者共をそろへてひかへたり、

西の丸館は留守居平賀新衛門以下十八人、舟木の木戸の守備、平尾亦兵衛以下十七人、城外先兵、高原平助以下五十人にて山鳥城兵総勢千人に、別に村人の城内への働き五十人、すでに村の女、子供は親類縁者に出し、決死のいくさの固めはかたし、いざ雲州勢来れと

意気天をつく勢にぞあれ、時あたかも天文十三年十一月十四日の夕刻、明くれバ十五日、雲州勢は作州一之宮に集結したる兵約五千、総大将尼子國久、副将小池修理介、川端掃門介、十六日未明、備前を目指して兵を進る様子にて敵の物見の兵は既に金屋の渡しを渡りたる知らせあり、小寺三郎左衛門以下重臣等は城主の前に、最後の戦畧を評議せるに、敵は山之上村に上るを申の刻と定めそれより山方の宮にて二手に別れ、舟木の木戸より入るものと、宗成の札より入るものとする作戦にて、いよく尼子の軍は十六日未明、一之宮を出て日上村を過ぎ、和気山の峯傳ひに周佐の河原に出て申の刻にか、る頃、小瀬の谷目がけて、川を渡り、一氣に山之上村にぞ上りけり、備前作州の境なる河原屋畝を東に出て、番札地藏堂まで上ると、ひたと止りて、しばらくは動く気配のなきぞ、・・・いかなる作戦か、山鳥勢は此の様をいきをころして見守りて、その無気味の一刻、嵐の前の静けさか、その内高原平助の手のものにて、広高下奥の隠れ小屋に置きし伏兵より報せあり、山鳥への攻め手は約二千、此の采配は小池修理介、川端掃門介にて、総大将尼子國久は三千の兵を引連れて作州菜喰村、井の内の城攻めに向ふとのことにて、暮六ツを過ぎし頃、敵は動き始めたり、山鳥に向ふ軍勢は足早やに舟木の空を西に進み、宗成の札に陣を布く様子、小田頭や畝尾坂あたりに敵の物見の兵が見え、舟木の木戸は連絡を断たれ、その後間もなく、高原平助の討死の報せのありて、城内は殺気立てども、打つて出ることは許されず、明くれバ敵の先峰隊五百ばかり、布都の峯に陣を進めて、宗の高下の段（弓場が札）より弓勢にて攻

め始めたれど、城からはなほも應へず籠城の沈黙は續く、十七日は戦いもなく、暮れて行く、而し日の暮れると共に城より切込隊の打って出て各所に戦ひは、交され中でも將監坂の切合ひは華々しく、枝光十内の率いる荒武者は敵の三十人あまりの兵と渡り合ひ切り伏せ、切り伏せてかちどきをあげて歸り来る姿は、返り血に染まりたる様のすさまじく、平岩、國司の札あたりの出会ひも、亦華々しく戦ひたり、山鳥勢の皆無事に引き上げたるは何よりと手柄話に一刻を過したり、十八日の明け方敵は村の家々に火を放ち、山崎迄最前線を進め来て、眞下に納司の木戸を見下し、城の本丸は目の前に迫りいよゝゝ弓矢の戦ひをいどむものらしく見えたり、山崎に備へを置きたる後、平岩、宗の札にも陣を張りて晝過ぎの頃より弓勢ははげしくなりて未の刻の頃は納司の木戸もあやふきに見えたり、されど平賀助五郎の固めは堅くして、何時とはなく敵も静まりて、一いきつく間に夕食の膳のあちこちに見えて安らぎのときを得たる心地にて皆明るい顔は戦を忘れさすものあり、と、その時突如山鳥の大木戸の破られし報せに枝光兄弟に加勢を命ぜられ二十人あまりを率いて山鳥の大木戸に走る、木戸口の小松平六は切り立てられ石佛の辻まで追ひつめられたれど枝光兄弟の加勢は敵もかなわじと木戸口のがれ去りて退却したる様子にて、木戸の守備は兵を増し守りを固めたり、

夜に入り、城内の荒武者共は待ち切れず、切込隊を先頭に夜陰に乗り敵陣目掛け切込みたり、

地の理を得たる山鳥勢は到る處に有利な戦を展げたり、敵は村内に

次々と火を掛けて火焰の中の戦ひは壯絶を極めた一と刻を過したが、尚も各所で小競合ひは續けられて果てるともなく、夜の白々と明けそめし頃、予期せざりし才の坂の当りに火の手が上がり、それが合図の様に各所の間道より火の手が上がり間道に敷かれたる竹は見る間に燃えて山々に燃えひろがりたり、敵は激戦の間合ひをぬい、火をかけたるものか、城外の山鳥勢は御城の一大事と見て一斉に木戸に引き上げたれども、早やほどこすすもなく、敵はこれを見てじりじりと囲をせばめて来る様子、城内の武者達も早やこれまでと切死を覚悟して打って出る様に、城主平賀弾正忠傳令をとばし、敵の総攻撃の前に皆落ちの延ひて再起を計るべしと傳へたり、一同城主の意を体して次々と落ち行きぬ、火は本丸を包みて、平賀弾正忠は最早やこれ迄と決め側近十三人、平賀助五郎、本城勇之進、枝光捨藏、戸屋庄介、高原小四郎、同じく平三郎、岡本刑部太郎その他雑兵六人、平賀助五郎は諏訪の神を抱き、平賀大明神は、平賀新三郎に託し置き、戸屋谷目掛けて馳せ下りたり、向ひの山も敵の声のあちこちに聞こへて、四囲は敵に囲まれたるを知り、諏訪の神をは、瀧の川にぞ流し奉り、中山越への山道を馳せたり、落ち行く先は、大王山にて、中山村はすでに敵の勢の固めの中にて出会頭を切り伏せ、切り抜け、鼻ぐり岩にたどりつきたれども山鳥城主の落ち行くことが知られ、夕暮せまるあちこちに、たいまつ集り来るを見て、弾正忠は最早やこれ迄と思ひしか、従ふ者共に身につけしものを捨てさせたり、従ふ者は半数近くとなりて皆手傷を負ひて、すさまじき姿なり、平賀助五郎を呼び寄せ「汝等あくまでも生

きのびて我首は敵に渡すべからず、山鳥の地に持ち歸り埋められたし」と云渡すと鼻ぐり岩の上に仁王立ちとなり「吾れこそは平賀冠者盛義十三代の孫山鳥の城主平賀彈正忠義行なり、吾れと思わん者は手合せよ」と大音声に呼われれば敵の雑兵共おそれをなして引退りけるに、その中より二人の武者槍をかまへて進みいで「吾れこそは赤坂の郡戸張村の住人難波六郎経行なり御首丁頂」尚後より出たる武者「弟小三郎経清なりいざ見參」何れも大身の槍を構へて突き進みたり、高原、本城等も城主を助けんと群がる敵を切り伏せ突き進むも思ふにまかせず、その内彈正忠は難波小三郎の突き出す槍で深手を負ひて、ひるむすきに横から兄六郎の槍を受け、どつと尻をついたり最後の勇をふりしほり槍をつかむと難波小三郎を引き寄せざま振り下した刃は小三郎の首根に深々と打込まれてどつと倒れし小三郎そのまゝ、息たへたり、これを見た兄六郎槍を捨て腰の刀に手を掛け抜かんとせる時本城勇之進やうやく近くにたどりつきて飛込みざま持ったる豪刀六郎目がけて突き入れたり、何條たまらう六郎よろめくを勇之進力一つばい刀を引き抜き、間も見せず首打ち落したり、敵の雑兵共二人を討たれて我れ先にと逃げ去りたり、助五郎等一同城主の側に馳せよりに見れば難波小三郎の刺したる槍は胸深く入りて、はや意識うすれて、目は閉じられ小声も出ず、しきりと首落す様そぶりなれば、一同涙して声もなし敵の新手の気配もあれば、ゆうよはならず助五郎勇之進をせきあて、首打落し小袖をさきて御首級をつゝみ、なきがらの始末も終へれば、互ひにせきたて敵の間をぬいて山城目がけて馳せもどりぬ、

王子河原より、とびの鼻の間道を一気に登りて、とりでにたどりつきし頃、一同、体は綿の如くにつかれて、山鳥の近くに歸りし心のゆつぎは、ねむりをさそひ、首をいただきながら誰となく横になりねむりこけたり、

初冬の夜明けの寒さはねむりをさまし明け鳥の声のかなしく聞え昨夜の城主の最後をしのびてくやしき涙は止めるすべもなし

西の丸の館は見る影もなく山鳥の山々は焼土と化して、そこかしこに餘焰ののこりて、落城のむなしさ、しばらくは只ぼう然となり言葉もなし。敵の姿はすでになく夜明けの前に引き上げたる由にて舟木の木戸の雑兵のあちこちの山合ひから戻り、夕方迄には落ち行きし者共も次々と歸りて、城主の討死に声もなく、只手を合すのみ、本丸のふもと、中宗の小高い丘をえらびて埋葬し何時も間によせられたか、むしろ敷し三日三晩のつかれば、その上に城兵も村人も入り混り誰云ふとなく横になりねむり入りぬ、しばらくの後、村人の、一人起き、二人起きして何處にか走り去り、一刻ばかりの後、握り飯を持ち歸り一同にふるまはれ、皆初めて我にかへり、平賀助五郎を中心に村の復興にとりかゝるべく話しがだされて、村人は一先づ先に歸り焼跡の片付けにかゝる事となりぬ、

夕刻の事、杳石の寺に落ちし嫡子左衛門次郎様兄弟と奥方祐光院様達も山鳥に歸られ改めて葬ひ、その後左衛門次郎様は仁堀徳近の館に、新三郎様ハ平賀大明神を守りて大叔父平賀孫四郎の跡目を継ぐべく平賀代の館に入られ、松四郎様は作州泰山寺住職をたよりて母祐光院様をとまはれる、源吾様は西の尾の館に左門を連れてしば

し止々まられる、各々その身の振り方も定まり、山鳥の城は城代平賀義清様の高の峯より歸られ城主となられ、城も再び備へを固める毎日となりぬ、

戦国の世は何時果てるともなく到る處に戦ひは續けられ昨日の味方も今日は敵と安らぎの日とてなし、此の山鳥の城も亦何時攻められ果てるやら、

終り

※漢字・改行・句読点表記は原文ママ。

※本文は『是里の伝承』に集録。

(翻刻・赤磐市山陽郷土資料館)

【付録二】 備前国仁堀の国人羽床氏の動向

①革島文書 (京都府立京都学・歴史館所蔵)

○羽床大和守貞久請文 大永六年(一五二六)十二月二十一日 宛

所鹿王院

「御院領備前国山手村公用銭事、為_レ請切_一毎年拾貫文分院納可_レ申、」

備前国仁堀荘を拠点とする国人羽床貞久が、赤坂の山手村年貢一

○貫文の請切契約を、京都嵯峨の鹿王院と行う。備前国脩部荘山手村は貞治二年〜四年(一三六三〜五)に真当(洞院院公賢)から鹿王院に寄進された。

○浦上美作守兼泰書状 年未詳十二月二十日 宛所鹿王院 大永六(一五二六)年カ

就_二山手村御公用之儀_一、御懇書令_三拜見_一候、殊紅帶_三筋_一拜領同出_レ候、仍御公用之事、雖_レ被_二申付_一、致_二皆済_一候、然上者、連々懇望之趣、被_レ成_二御補任_一候者、可_レ為_二本懐_一候、猶下代かたより可_レ得_二尊意_一候、恐惶謹言、

十二月廿日 兼泰(花押)

鹿王院

尊報 侍衣禪師 足下

大永六年(一五二六)の時、羽床貞久は浦上兼泰の被官であったことがわかる。

②山鳥城落城記 天文十三年(一五四四)十一月

「山鳥城落城記」(平尾善九郎秘記)丹下丈夫集録、井上賀弥太補修)

風雲急を告ぐる天文十三年秋中バ作州制覇を終へし雲州勢は備前天神山の浦上と雌雄を決すべく備前攻めの軍を進める様子にて、山鳥の城はその渦中に置かれ、周りはすでに尼子の先手に囲まれ、先谷城、長坂の城は、尼子の配下となりし仁堀高仙寺城主羽床伊賀守貞久の手中にあり、山鳥城内は緊迫の日々を越し籠城戦の備へは晝夜を分たず續けられ、秋の穫入もやうやく終へた村人もお城の一大事とあれバ休む暇もなく加勢にぞ馳せつけたたり、(下略)

天文十三（一五四四）年に尼子国久が山鳥城を攻略するとき、羽床伊賀守貞久は尼子氏の麾下にあった。

③賀茂別雷神社文書F一七七 松下茂久書状案 天文二十一年十一月十日

「一、仁堀の庄之儀ハ（錯乱）さくらんにより代官羽床庄内をあけ、他所に候と承及候間、彼庄へ御□分者、不レ及二是非一候、くハしくハ与七一、
そんし候、」

天文二十年（二五五二）ごろ、羽床は仁堀荘代官であったが戦乱により他所にあった。羽床が尼子氏の被官であった可能性もある。仁堀荘は倭文荘と同様に賀茂別雷神社領であり、尼子氏の支配により年貢が上納されていた可能性がある。仁堀荘は天文十四年に公用上納、出雲国福田荘は天文十五年に公用上納（賀茂別雷神社文書II—I—五—一六 御神楽銭渡方目録）。

④阿波坪井文書（東大史料編纂所影写本、天文二十四年六月九日、浦上宗景感状）

今度備中衆、至二富山表一在陣候条、為三談合一、与出候砌、同名
将監手引切、当城懸入候節、既二羽床替一覚悟一候処、以二無二之
心中一要害相踐候条、神妙候、然間宗景儀、凌二通路一遂二帰城一
候条、満足候、必恩賞可二相計一候、恐々謹言、

六月九日 宗景（花押）

坪井弥三殿

浦上将監（兼泰の子孫カ）が浦上宗景との関係を断ち切り、天神山城を攻め込んだ時、既に羽床は心変わりをしていて、羽床がかつての主従関係に復して、井上将監の側についていた。井上将監が尼子氏との関係をもったかどうかは不明。

⑤松浦文書（東大史料編纂所写真版、『松江市史』中世II二七五頁、一〇九三尼子義久書状、永禄五年頃）

尼子義久書状 宛所松浦弥九郎

「殊親又兵衛、於二備前表一羽床申付候時、討死仕候、忠儀之段無二比類一候、」

◎現代語訳

殊に親である松浦又兵衛は、備前方面に於いて羽床に（私が敵を討つように）申し付けた時、その戦場で討死をした。私に対する忠義は格段に優れたものである。

○意味

羽床は尼子の被官であり、敵である浦上宗景と毛利元就の連合勢力と交戦。